

## 知的障害に対する通級による指導についての実践研究 実施要項

平成29年1月30日  
文部科学大臣決定  
令和3年7月1日改定

### 1 趣旨

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について検証するため、特定の学校を学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）及び85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究指定校」という。）に指定し、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導についての研究開発を行う。

### 2 事業目的

文部科学省は、上記の趣旨の達成に必要な実証的資料を得るため、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導に関する研究開発を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という。）を知的障害に対する通級による指導についての実践研究に係る研究指定校（以下「研究指定校」という。）に指定する。研究指定校においては、通常の学級に在籍する主に知的障害に随伴してみられる学習上又は生活上の困難について、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として研究開発を行う。

### 3 研究指定校の指定

- (1) 研究指定校の指定を希望する国立、公立又は私立の小・中・高等学校等の管理機関（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあつては直接）、文部科学省に研究指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の指定に関する同意書を添付するものとする。

- (2) 文部科学省は、指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究指定校に指定する。

#### 4. 研究開発の委託

文部科学省は、管理機関の希望がある場合は、研究指定校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託する。

#### 5. 研究開発の実施

研究指定校においては、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について効果や課題の抽出を行うため、学校教育法施行規則第55条（同規則第79条、第79条の6及び第108条第1項で準用する場合を含む。）及び85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、知的障害者である小・中・高等学校等の児童又は生徒に対して、学校教育法施行規則第140条及び第141条を適用し、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行う。

その際、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。ただし、平成28年12月9日文部科学省告示第176号による改正後のものとする。）によるものとする。

#### 6 研究指定校の運営

- (1) 管理機関は、研究指定校の運営に関し、専門的見地から指導、助言、評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育の専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等によって組織する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し、研究指定校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、研究指定校における研究開発の実施状況について、管理機関及び研究指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

#### 7 指定及び委託の期間

研究指定校としての指定の期間は、原則として2年とする。

#### 8 実績の報告及び活用

- (1) 管理機関は、研究指定校における研究開発の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。
- (2) (1)により報告された実績については、文部科学省においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

- (3) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、研究発表会、公開授業、研究会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の実績が他校における研究に資するよう、積極的な情報提供を行うものとする。

## 9 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

## 10 審査評価委員会

- (1) 本事業での特別支援教育に関する研究開発の推進に係る企画、研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため、文部科学省初等中等教育局に審査評価委員会を置く。
- (2) 審査評価委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 審査評価委員会は、管理機関及び研究指定校から、研究開発の実施状況について聴取することができる。
- (4) 審査評価委員会は、研究指定校に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

## 11 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、研究指定校における研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、審査評価委員会の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

## 12 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。